

令和2年度第3回周南市行政改革審議会会議録

- 日時：令和2年10月26日(月) 18時～19時15分
- 場所：周南市役所 シビックプラットホーム1階 多目的室
- 出席者：行政改革審議会委員11名
- 事務局：道源財政部長、重國財政部次長、有間行財政改革推進室長、澤田財政課長補佐、甲斐主査、吉松主査
- 傍聴者：なし

1.第3次行財政改革大綱推進計画 財政計画の成果

会長：事務局から報告をお願いします。

【事務局説明】

会長：ただいまの説明に関して、質問のある方はお願いします。

目標に達しなかった財政調整基金及び減債基金の年度末残高について、4次大綱に関連して、今後の見通しを説明されたい。

事務局：令和元年度末残高の35.7億円のうち、財政調整基金は28.8億円。現時点は33億円で、5億円程度回復している。4次大綱では、令和6年度末の財政調整基金残高40億円以上を目標とし、令和7年度当初予算編成において財政調整基金に頼らない予算編成を目指し行財政改革に取り組んでいる。

会長：つまり、令和元年度末の財政調整基金残高は28.8億円、減債基金が6.9億円であったが、現時点では財政調整基金は若干増加しているという理解でよいか？

事務局：その通り。

会長：減債基金の方はどうか。

事務局：減債基金は微減。2億円取り崩し、現時点で4.9億円。2つの基金の合計は38.1億円で、若干回復している。

委員：今の説明で、現時点では38.1億円ということだが、この「現時点」はいつを指すのか？

事務局：9月補正予算まで反映した段階での、令和2年度末の基金残高の見込額のことである。

委員：5月以降のコロナ対策費用は、この38.1億円には反映されていないのでは？

事務局：コロナ対策に関しては、10万円の特別定額給付金は全額国費。それ以外の事

業は約 18 億円かかり、財政調整基金を取り崩して対応した。そのうち 15.3 億円は国から補助があり、それを 9 月補正で財政調整基金へ戻し入れた。つまり、18 億と 15 億の差の 3 億円ほどコロナ対策に財政調整基金を使ったことになる。

委員：その 3 億円はこの 38.1 億円から減っているということか？ 要するにあまり変わりがないうという理解でいいのか？

事務局：現時点での財政調整基金残高の見込みは 33 億円。コロナ対策がなければ 36 億円。つまり、コロナ対策経費 3 億円を差し引いても若干増加している。

委員：年度末の臨時財政対策債と合併特例債の交付税措置を除いた市債残高を数値目標としているが、それを考慮しない額の市債残高の目標は設定していないのか？ また、そうであれば、その理由は？

事務局：交付税措置を反映しない市債残高の目標値は設定していない。その理由は、実質的な市の負担額がどの程度かを図る意味では、交付税措置があるものは除いた方が適切な数字と考えているからである。

委員：臨時財政対策債の残高が平成 20 年度は 136 億円だが、今は 300 億円と 2 倍以上に増えている理由は？

事務局：交付税は国税の一定割合を財源として各市町村間の財源の偏在性を是正するために各市町村に配分するものであるが、その原資となる税収が少なく、支出が賸えない場合がある。ここ 20 年近くそういう状況が続いている。そういった交付税の仕組上、不足する財源については、国と地方自治体が借入で対応している。これが臨時財政対策債で、地方自治体が借りる場合はその返済時には国が負担してくれる仕組みである。この制度は平成 13 年から始まり、国の財源不足が解消されない限りはずっと続き、その結果、金額が膨らんでいる。ここ最近では初期の借入分の返済と新たな借入が同じくらいのため、残高はほぼ横ばいである。

委員：もう一点、合併特例債はいつまで制度が続くのか？

事務局：合併特例債は、合併年度とそれに続く 15 年間。周南市は平成 15 年度合併のため、平成 30 年度まで活用できた。平成 30 年度事業を令和元年度に繰り越した事業についても活用できた。この借入金を償還するときには償還額の 70%が交付税措置される。つまり、償還期間が 20 年で償還する場合は 20 年間措置があるということになる。

会長：臨時財政対策債は 300 億円くらいあり、国の財政とリンクしているという話だったが、今後の見通しとしては 300 億円が続くのか？

事務局：残高の推移は 300 億円程度である。今は毎年度約 20 億円程度新たな借入

をしている。ここ数年は国の税収が多かったため、国の財源不足による発行はなかった。臨時財政対策債は当初は平成 13 年から 3 年間だけの予定で始まったが、これがいまだにずっと続いている。今後は、国の税収の減少による財源不足をどう補っていくかということになる。国の骨太の方針の中では、地方の一般財源確保を目標としており、交付税自体は減少するが、臨時財政対策債で賄うことになると思う。

2.第4次行財政改革大綱の概要説明

会長：次の議題について、事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

会長：前回審議会資料の訂正箇所については、修正箇所の資料を頂きたい。大綱について、何か質問や意見がある方はお願いします。

委員：今後は税収入だけに頼っても財政が良くなる可能性は少ない。税収入以外で収入を得る事業を市はどう考えているのか。

事務局：4次大綱の施策「積極的な財源の確保」に4つの取組みを掲げている。税などの収納率の向上、受益者負担の適正化、事業実施のための財源の確保、債権の適正管理、こういった視点で財源を確保していく。

委員：企業誘致、住む人を増やす、働く人を増やすための政策、要するに土地や街の価値を上げていく施策は、多少の支出があっても税収の増加につながる。企業は基本的にそういう支出は支出と考えず投資と考える。市としてもそういう考え方があっていいと思う。多少費用を使ったとしても、将来的には人が集まり収入の確保につながると思う。

事務局：まちづくり総合計画でも、まちの価値を上げることを目標にしている。4次大綱では、組織において職員の資質の向上、事務事業の最適化などに取り組み、ICTへの投資などを進めていきたい。

委員：「積極的な財源確保」の中で「受益者負担の適正化」に「使用料手数料等の受益者負担の適正化」がある。これは何を以て適正とするのか。

事務局：施設の管理コストを施設使用者に負担してもらい、その施設を使う方と使わない方の公平性を確保するのが受益者負担の適正化である。必要経費を市民全員が負担するのか、使用者が負担するのかという選択の問題で、個別の方が会議室などを使う費用はその受益者に負担してもらおうという考え方。一般的に皆が負担すべきものは市税で負担するという考え方の下、その使用料の設定にあたり、経費を適切に使用料に反映させる取組みが必要という趣旨である。

会長：なかなか難しい問題だが、金額の算出についてはいろいろな意見等もあり、市も苦慮しているだろうが、受益者負担の方向に行かざるを得ないと考える。それについては、十分に説明することが大事である。

委員：3点質問する。まず、4次大綱の「ひと・もの・かね・情報」の4項目について、それぞれの考え方を伺いたい。2点目、4次大綱において、コロナウイルスの影響を受ける部分はあるのか。3点目、3次大綱で終了した取組みや構造上外れる取組みについての説明はあるのか。

事務局：1点目の「ひと・もの・かね・情報」は、大綱の15ページ、大綱の柱のそれぞれが「ひと・もの・かね・情報」に結び付いている。16、17ページにそれぞれの柱について詳しく記載している。

2点目については、コロナにより行財政改革の目標指標も大きく影響を受けるものもあると思う。今後の目標指標や内容は、状況に応じて随時見直すとしており、5年間ずっと固定して取り組むものではない。取組みの実績等を踏まえながら、指標の見直しの考えなどについて次回の会議で報告し、ご審議いただくことになる。

3点目、4次大綱では行政資源の最適化に関連した取組みに特化するため、構造上外れた取組みがあるが、総合計画の後期基本計画に掲げている内容であり、取り組まないわけではない。例えば、施設予約システムの導入の取組みは大綱のプランから外れているが、10月から県と県内の7市と共同で施設予約システムを稼働させている。スポーツ施設とシビックプラットホームの予約参照などが可能である。今後、対象施設の範囲を広げていきたいと考えている。

委員：企業でも人材育成に取り組んでいるが、組織の中の職員の資質向上について周南市独自の対策はなにかあるのか？ 少子高齢化などで若い人が減るため、一人の資質が重要である。それを踏まえて、何か具体的な対策があるのか？

事務局：人材育成については、人事評価制度や研修などを進めている。若干質問から外れるかもしれないが、今後はテレワーク等の仕組みを取り入れ、外部で仕事ができる環境を導入したいと考えている。これまで働き方改革を進めていく中、在宅勤務の仕組みを取り入れたいという議論はあったが実現には至っていなかった。コロナ禍の中で急速に取組みを進める必要性が生じ、今年度中の整備を目指している。働き方改革につながる取組みは、ICTを活用して今後も進めていきたい。

委員：社会・経済が大きく落ち込んでいる中で、今日、報告のあった数字は予測よりはるかに良かった。国からの補助が手厚かった分、市のほうはコロナの影響がまだあまり出ていないようだが、国の財政が落ち込むだろう。今後も着実に市の取組みを進める必要があると感じた。

会長：事務局の最初の説明は引き締めるという意味合いだったように思うが今のような理

解でよいか？

事務局：国の補填等もあり、令和2年度の財政調整基金残高は若干増加している。ただ、国の何兆円という施策は、すべて国の借金によるものである。国の借金は市民の借金であり、将来はこれを返済する必要がある。今は市も国もコロナ対策に集中して取り組んでいる。今後は国税に影響が出て、当然、市税にも影響が出る。そうなったときに、色々な負担をいただくことになるかもしれない。そうならないように、まずは歳出を締めて、財源は少しでも確保していく。来年度の予算編成が始まっているが、かなり厳しい状況であり、対策に苦労している。

委員：質問ではなく感想になるが、地域福祉では「ひと・もの・かね・情報」に加えて「場所」を考えながら、地域のニーズに沿って問題を解決していくため、「ひと・もの・かね・情報」という視点の重要性を感じている。また、若者の流出が多いため、少子高齢化社会の中で若者が周南市で暮らす、定住する、関係人口を増やすといった取組みが、財政の安定化には重要だと思った。

委員：政権が変わって、押印廃止やデジタル庁の話が出ているが、地方自治体にはどのような影響が出るのか？

事務局：国や県からの具体的な通知はまだなく、調査段階である。市では以前から不要な押印廃止の取組みを進めており、更なる取組みを求められると予想される。今後、全庁的な調査をし、改めて見直そうと考えている。また、押印廃止とともに、新しい生活様式に合わせた、対面を減らす取組みが必要である。すでに何件か電子申請等に取り組んでいるが、手続きの電子化を更に進めたいと考えている。マイナンバーカードの普及を進め、住民票や税証明等のコンビニ交付の活用などの対面を減らす取組みを進めていきたいと考えている。

会長：他に質問がなければ、以上で審議会を終了する。

(閉会)